令和7年度トウキョウXの系統維持及び今後の方向性構築に資する基礎調査委託 プロポーザル実施要領

1 業務の及び

(1) 件名

令和7年度トウキョウXの系統維持及び今後の方向性構築に資する基礎調査委託

(2) 履行期間

契約確定の日の翌日から令和8年3月31日まで

(3)履行場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下、「財団」という。)が指定する場所

(4)目的

トウキョウXは平成9年に東京都畜産試験場が開発した系統豚であり、現在は財団が系統維持および種豚の生産供給を行っている。生産農家はこの種豚をもとにブランド豚肉TOKYO Xを生産し、指定の流通業者がこれを流通・販売している(系統豚トウキョウXから生産されたブランド豚肉をTOKYO Xという。)

トウキョウXが造成されてから28年間、養豚業を営む都内外の生産者の経営に貢献してきた。しかし、年月の経過とともにトウキョウXの近交係数が上昇し、ブランド豚としての存続に懸念がある。

本事業では、トウキョウXの系統維持及び今後の方向性構築を目指すための基礎的な事項を整理することを目的とする。

本業務の実施にあたっては、民間の知識やノウハウ等を活用して効果的かつ効率的な事業運営に資するため、プロポーザル企画提案方式により運営事業者を決定する。

(5)業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(6) 選定事業者数

1者

2 事業提案上限額

13,497,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

3 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされてない者(会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計

画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。) であること。

- (3)会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく 精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定 に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条に定める暴力団、 暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- (5) 東京都の都税の納税義務を有するものにあっては、当該都税の未納がない者であること。
- (6) 東京都の物品買入れ等競争入札参加有資格者で、営業種目125「市場・補償鑑定関係 調査業務」又は134「企画立案支援」に登録があり、いずれかの「A」「B」または「C」等級に 格付けされていること。又は、官公庁や他団体等の委託により農林水産業に関する調査業 務もしくは企画立案支援業務の履行実績を有すること。(この場合、実績確認のため、可 能な範囲で当該契約書など契約期間、契約金額、契約相手先が分かるページの写しを 併せて提出すること)。ただし、東京都から指名停止措置を受けているものを除く。
- (7) 農学系大学卒業以上の資格・経験を有している事業責任者を配置できる者であること。
- 4 資料の配布と参加申込み及び提案資格の確認結果の通知
- (1) 資料の配布

仕様書及び財団の事業案内パンフレット等は、財団ホームページからダウンロード すること。

(2)参加申込

ア 以下の書類を提出すること

- ① 様式1「企画提案参加希望票」
- ② 様式2「会社概要·実績一覧表」
- ③ 「3 資格要件(6)」に対応する、以下の(ア)、(イ)いずれかの書類
- (ア) 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の 写し及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の 写し
- (イ) 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書など契約期間、金額、契約相手先が分かるページの写しなど)
- ④ 「3 資格要件(7)」に対応する、事業責任者の農学系大学卒業以上の資格・ 経験を証明する書類(農学系大学卒業証明書の写し、職務経歴書(様式自由))
- イ 期 間:令和7年10月30日(木)から令和7年11月6日(木)まで 午前10時~午後5時(正午~午後1時は除く) ただし、最終日は正午まで(必着)
- ウ 申込先:公益財団法人 東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

エ 方 法:郵送または持参

郵送の場合は、期限内に必着とする。

(3)指名通知

指名をした者のみに対し、令和7年11月7日(金)までに電子メール等で指名通知を行う。

5 事業説明会について

事業説明会は実施しない。

6 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書についての質問・回答は、様式3「質問票」により、電子メールで送付すること。また、送付後は電話により到達確認を行うこと。なお、電子メール以外による質問及び質問受付期間終了後の質問については一切受け付けない。

(1)受付期間

令和7年11月7日(金)から令和7年11月12日(水)正午まで ※送付先アドレス x-promo@tdfaff.com

(2)回答方法

令和7年11月13日(木)までに、企画提案参加者全員に質問及び回答を電子メールで送付する。

7 企画提案書の作成要領

(1)提案に関する注意事項

ア 「仕様書」で要求する各項目について実現すること。また、実現できない場合は 代替手段を提案すること。

イ 「仕様書」の要求仕様以外に、より良い提案がある場合は、併せて提案すること。

ウ 企画案の作成に当たっては、実施が可能で、履行責任が負えるものであること。

(2)提出書類

ア 企画提案書

企画提案書は、A 4 版サイズ (横)、頁数は30ページ以内、文字サイズは12ポイント以上とする。表紙に「令和7年度トウキョウXの系統維持及び今後の方向性構築に資する基礎調査委託企画提案書」と表記すること。

「仕様書」を踏まえ、以下の項目について必ず記載すること。

- ① 履行体制(人員体制、役割分担など)
- ② 業務責任者の略歴 (業績を含む)
- ③ 業務実績(特に官公庁、他団体の受託実績、農林水産業に関する調査・企画立 案支援業務等の実績について明示)
- ③ 工程スケジュール (業務別の作業項目、受託者、財団の作業内容等)

④ 企画案

- ・基本的な考え方と取組方針、全体構成
- ・ 各調査の取組内容 (テーマ、対象、調査項目、手法等)
- ⑥ その他(自由提案)

各調査において有効と思われることがあれば、仕様書記載以外の事項について積極的に提案すること。

イ 見積書(様式任意)

- ① 見積総額及び内訳について詳細に明記すること。見積総額は消費税等の諸税を 含む税込金額を表示すること。
- ② 見積書は、履行に係るすべての運営管理費用を含めることとする。
- ③ 人数、人件費単価及び、値引きの記載をしないこと。

(3) 提出方法

ア 提出部数

各10部を提出すること。うち8部は会社名及びロゴ等会社を特定できる事項を 一切記載しないこと。

イ 提出期限

令和7年11月17日(月)17時(必着)

ウ 提出先

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 事業課 青梅畜産センター 〒198-0024 東京都青梅市新町 6 - 7 - 1

工 方 法

持参又は郵送。郵送の場合は、発送後であっても、期限内に未着の場合には提出 がなかったものとみなす。

(4) 参加辞退

企画提案応募を辞退する場合は、様式4「辞退届」を郵送にて提出すること。

(5) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量 法によるものとする。

8 企画審査会の実施

(1)プレゼンテーションの実施

企画提案者は、下記により開催する企画審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。プレゼンテーションは提出した企画提案書等をもとに行うものとし、資料の書き換え、追加資料の配布は認めない。

なお、企画審査会のオンライン対応を希望する場合は、財団が指定するWeb会議システム (Teams) において参加できるものとする。

・実施日:令和7年11月20日(木)予定

- ・実施時間:事業者による応募書類の提案説明25分、質疑応答15分/計40分
- ・実施場所:公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎 〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

※時間等の詳細については別途通知する。

(2) オンライン対応について

ア 事前準備

- ①オンライン対応を希望する場合は参加申込期間中(令和7年10月30日 (木)から令和7年11月6日(木)に下記13に示す担当部署まで電話にて申し出ること。
- ②企画審査会当日の参加 URL については、財団より別途通知する。
- ③企画提案者からの希望により、企画審査会当日の音切れや接続状況等の環境確認のための事前テストを行うことができる。希望する場合は、指名通知後速やかに下記13に示す担当部署まで電話にて申し出ること。
- ④プレゼンテーション開始 10 分前からに参加 URL にアクセスし、ミーティング会議への接続待ち状態で待機すること。

イ 実施手順

- ①財団はプレゼンテーション開始時刻までに企画提案者の参加を許可し、両者はビデオおよびマイクを有効状態にする。
- ②開始時刻後、担当者の合図により企画提案を開始する。

ウその他

- ①実施場所への企画提案者の物理的な入室は認めない。
- ②企画提案者の同時接続数は4を上限とするが、発言は合計4名までとし、それ以外の者が画面に映ったり指示を出したりないこと。
- ③背景の変更は端末への負担がかかり通信の遅延につながることに留意する こと。
- ④企画提案者は質疑応答中は、発言をする時のみマイクを有効状態にし、他 は原則ミュートにすること。
- ⑤プレゼンテーションを行うにあたり、企画提案者において必要な通信、機器等にかかる経費はすべて企画提案者の負担とする。
- ⑥その他疑義が生じた場合は別途財団との協議により決定する。

(3) 審査基準

項目	評価の視点	配点	計
実施体制 運営能力	管理運営体制(業務体制)は適切か、かつ確実な履行が期待できるか	10	35
	スケジュールが具体的に示され、履行期間内に実施が可能であるか	5	
	取組内容が明確で、事業目的を達成できる計画及び方法となっているか	5	
	官公庁、他団体、法人等での受託実績及び履行状況は適切であったか	5	
	養豚業に関する知識や業務経験を有しているか	10	
企画提案力	東京の養豚業に関する現状や課題を正しく認識しているか	10	45
	東京の畜産業や財団事業を十分に理解し、都・財団の施策の充実に資する内容に なっているか	5	
	企画・構成のコンセプト及びその背景、根拠等が明確に示されているか	5	
	仕様書に記載された事項以外にも魅力的な提案がなされているか	10	
	各調査業務の実施内容、方法は適切か 解決すべき課題が明確で、遺伝資源の確保や系統造成などトウキョウXの今後の方向性の検討に有力な調査報告が期待できるか	15	
経費見積	積算内訳及び根拠が明確に示されているか、経費配分は妥当か	10	20
	仕様に掲げる業務経費がすべて計上されているか、業務内容と経費見積が大きく 乖離していないか	10	
合 計			100

9 審査結果の通知

審査結果については、採用・不採用にかかわらず、企画提案書の提出があった者全員に対して、令和7年11月25日(火)までに電子メール等にて通知する。

なお、企画審査会の審査内容に関する質問は、一切受け付けない。

10 日程(予定)

公募·希望申出受付開始	令和7年10月30日(木)
公募締切	令和7年11月6日(木)最終日は正午まで
企画審査会への指名通知	令和7年11月7日(金)
質問受付期間	令和7年11月7日(金)~11月12日(水)正午まで
質問回答	令和7年11月13日(木)
企画提案書等の提出期限	令和7年11月17日(月)17時まで
プレゼンテーションの実施	令和7年11月20日(木)
結果通知	令和7年11月25日(火)

11 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も優れた提案を行った者と委託契約の締結交渉を行い、協議が整った場合には契約を締結する。採用された企画提案について、財団が必要と認める場合には、選定事業者と協議の上、その企画の一部を修正できるものとする。なお、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (2) 選定された事業者は、各種法令を遵守することはもとより、事業の達成に向けて最大限の努力を講じること。また、委託内容の詳細な実施方法は、契約締結後、財団と協議の上、決定するものとする。

12 その他の留意事項

- (1) 提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、 企画提案者の負担とする。
- (2) プレゼンテーションでパソコンの使用を希望する場合は、事前に財団に連絡すること。なお、プレゼンテーションで使用するプロジェクター等は財団側で準備するが、パソコンは企画提案者において準備すること。ただし、財団は接続の不具合について一切責任を負わないものとし、あらかじめ企画提案書のみでプレゼンテーションを行えるように準備しておくこと。
- (3) 提出された書類は、書き換えや撤回をすることはできない。また、提出された書類は、返却しない。
- (4) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、無効又は失格とする。

- ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提案した場合
- イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、 これを提出した場合
- ウ 期限後に提案書等を提出した場合、または期限内に提出がなかった場合
- エ 企画審査会の当日、開始時間に遅刻または欠席した場合
- オ 実施要領に違反又は著しく逸脱した場合
- カ 見積金額が事業提案上限額を超えた場合

13 担当部署(連絡先)

公益財団法人東京都農林水産振興財団 事業課 青梅畜産センター 〒198-0024 東京都青梅市新町 6 - 7 - 1

電話番号 0428-31-2171 (代表)

E-mail x-promo@tdfaff.com